

第2次ひとり親家庭 自立支援計画

平成26年度～平成30年度



越前市



「ひとり親家庭自立支援計画」改定にあたって



越前市では、平成21年3月に県内市町で初の「ひとり親家庭自立支援計画」を策定し、ひとり親家庭が安心して子育てができる施策を総合的に推進してまいりました。

しかし、リーマンショック後の景気低迷に伴い、母子家庭や寡婦、父子家庭などのひとり親の雇用環境は一段と厳しさを増しています。

加えて、近年の離婚件数の増加に伴い、ひとり親家庭の子どもが増えており、ひとり親は子育てと生計を一人で担うため、経済面、生活面、心理面など精神的、肉体的な負担が大きくなってきています。

そこで、これまでの取組みの成果やアンケート調査、ヒアリング調査の結果を踏まえ、ひとり親家庭への子育てサービスや就労支援など、きめ細かな自立支援策を位置付け、働きながら安心して子どもを育てることのできる地域の構築を目指して、「第2次 ひとり親家庭自立支援計画」を策定いたしました。

今後も、「子どもの笑顔が輝くまち」の実現に向け、関係機関と連携し、施策の展開を図ってまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、計画の改定にあたり貴重なご意見をいただいた「ひとり親家庭自立支援計画懇話会」をはじめ、アンケートやヒアリング等にご協力をいただいた多くの皆様に厚くお礼申し上げます。

平成26年3月

越前市長 奈良俊幸

目 次

第 1 章	計画の基本	1
1	計画改定の趣旨	
2	計画の期間	
3	計画の対象	
4	計画の位置づけ	
5	計画改定の体制	
第 2 章	ひとり親家庭の現状と課題	5
1	ひとり親家庭の現状	
2	前期計画に基づく事業の実績及び評価	
3	ひとり親家庭の課題	
第 3 章	計画の基本目標	19
1	基本理念	
2	基本目標	
3	施策の基本方針	
第 4 章	具体的施策の展開	20
1	情報提供・相談機能の充実	
2	就業支援の推進	
3	養育費確保の推進	
4	子育て・生活支援の推進	
5	経済的支援の推進	
第 5 章	計画の推進	33
1	行政各機関との連携	
2	関係機関・団体等との連携	
3	計画の普及、啓発活動	
4	計画の点検、見直し	

資 料

第1章 計画の基本

1 計画改定の趣旨

越前市では、平成24年3月に施行された「越前市子ども条例」の趣旨に則り社会全体で「子どもを生み育てやすいまち」を目指しています。

今回、平成21年3月に策定した県下の市町で初めての「越前市ひとり親家庭自立支援計画」(H21~25)が平成25年度をもって期間満了を迎えるにあたり、ひとり親家庭の親と子が社会的に自立した生活を送ることができ、家族の形態に関わりなく、子どもが将来にわたり、安心して健やかに育つことができることを目指し、ひとり親家庭対策の一層の推進を図るために計画改定を行いました。

全国の離婚件数は、近年減少していますが、個人のライフスタイルや婚姻に対する意識の変化に伴いひとり親家庭が増える傾向があります。(P5参照)

このようななか、ひとり親家庭の親は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後から、その生活は大きく変化し、心身ともに少なからず負担を抱えるとともに、様々な困難な状況に直面し、子どもにとっても精神面や経済面で不安定な状況に置かれたり成長に対する影響が懸念されます。

国における支援策は、児童扶養手当の支給など経済的支援を中心とした施策がとられていましたが、平成14年に母子及び寡婦福祉法が大幅に改正されたことにより、父子家庭も対象になり就業支援、子育て・生活支援、養育費の確保など総合的な自立支援策への転換が図られました。

平成22年8月からは母子家庭を支給対象としていた児童扶養手当の父子家庭への支給も開始されました。

また、平成24年には、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が制定され、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実や民間事業者に対する協力の要請等が開始されました。

平成26年は、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称し、母子福祉資金貸付等の支援施策の対象を父子家庭にも拡大するなどひとり親家庭支援策を見直し、充実及び強化をする予定です。

2 計画の期間

この計画は、平成26年度から平成30年度までの5年間の計画です。

3 計画の対象

この計画は、本市内の次の家庭を対象とします。

母子家庭・・・父のいない子ども(20歳未満)とその母からなる世帯です。

ただし、その世帯に他の世帯員がいる場合を含みます。

父子家庭・・・母のいない子ども(20歳未満)とその父からなる世帯です。

ただし、その世帯に他の世帯員がいる場合を含みます。

ひとり暮らしの寡婦・・・かつて母子家庭の母として子どもを養育していたが、子どもが20歳以上となり、現在はひとり暮らしである女性の世帯です。

4 計画の位置づけ

この計画は、母子及び寡婦福祉法第12条(注1)に定める「母子家庭及び寡婦自立促進計画」であり、改定にあたっては、同法第11条の規定に基づく「国の基本方針」を踏まえ、本市の地域の実情を反映させ改定したものです。

改定にあたっては、福井県内で初めて制定し平成24年4月から施行された子ども条例及び計画的な市政運営のための指針として、行政計画における最上位計画に位置付けられる「越前市総合計画」(H19～28)、福祉分野の最上位計画である「越前市地域福祉計画」(H26～30)、「～コウノトリが運ぶ～越前市子ども・子育て支援計画」(H25～29)の趣旨及び平成25年3月に策定された第3次福井県ひとり親家庭自立支援計画(H25～29)との整合性を図っています。

5 計画改定の体制

計画改定にあたっては、計画内容を検討し幅広い意見を求めるために、関係者で構成する「市ひとり親家庭自立支援計画懇話会」と市母子寡婦福祉連合会よりひとり親家庭の代表者、各種機関の相談員、庁内関係課で構成するワーキンググループ、庁内連絡会にてご意見をいただきました。

ひとり親家庭の実態把握については、福井県が平成24年度に実施した「ひとり親家庭等実態調査」や児童扶養手当申請時のアンケート調査結果を参照するとともに、ひとり親家庭のあおぞら会(シングルマザー、シングルファザーの会)の代表者によるご意見をいただきました。

また、市民の意見を反映させるため、パブリック・コメントを実施しました。

母子及び寡婦福祉法 抜粋（注1）

（基本理念）

第二条 すべて母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母等の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。

2 寡婦には、母子家庭等の母等に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、母子家庭等又は寡婦の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前条に規定する理念が具現されるように配慮しなければならない。

（自立への努力）

第四条 母子家庭の母及び寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならない。

（扶養義務の履行）

第五条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。

（定義）

第六条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。

- 一 離婚した女子であつて現に婚姻をしていないもの
- 二 配偶者の生死が明らかでない女子
- 三 配偶者から遺棄されている女子
- 四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
- 五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている女子
- 六 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定めるもの

2 この法律において「児童」とは、二十歳に満たない者をいう。

3 この法律において「寡婦」とは、配偶者のない女子であつて、かつて配偶者のない女子として民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。

4 この法律において「母子家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。

5 この法律において「母等」とは、母子家庭の母及び父子家庭の父をいう。

6 この法律において「母子福祉団体」とは、配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養しているもの(以下「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。)の福祉若しくはこれに併せて寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であつて、その理事の過半数が配偶者のない女子であるものをいう。

(母子家庭及び寡婦自立促進計画)

第十二条

都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子福祉団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 一 当該都道府県等の区域における母子家庭及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 当該都道府県等の区域において母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項